

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法等の一部を改正する法律案について

1. 概要

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期が下記のとおり約1年延期となったことから、これに伴いオリパラ特措法等に所要の改正措置を講ずるもの。

	当初		延期後
オリンピック	2020年7月24日(金)～8月9日(日)	→	2021年7月23日(金)～8月8日(日)
パラリンピック	2020年8月25日(火)～9月6日(日)	→	2021年8月24日(火)～9月5日(日)

2. 改正事項

①オリパラ推進本部の設置期限の1年延長（オリパラ特措法）

政府のオリパラ推進本部の設置期限を2021年3月31日から2022年3月31日まで1年延長し、政府における大会の推進体制を整備。

②2021年の祝日の特別措置（オリパラ特措法）

交通混雑の緩和、国民の機運醸成等の観点から、2021年の祝日の特別措置として2020年と同様の措置を創設。

※2020年の祝日の特別措置は国民生活の混乱回避のため変更せず

	例年		2021年	(参考)2020年
海の日	7月第3月曜	→	7月22日(木)	7月23日(木)
スポーツの日	10月第2月曜	→	7月23日(金)	7月24日(金)
山の日	8月11日	→	8月8日(日)	8月10日(月)

※8月9日(月)は振替休日

③外国の大会関係者等の非課税措置の延長（地方税法、租税特別措置法）

来日する大会関係者等を対象として、大会関連活動に係る所得税、法人税・法人住民税等の非課税措置（適用期限；2020年12月末）を延長。

④その他（開催年の変更に係る形式改正等）

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日